

一般財団法人日本データ通信協会
令和6年度事業計画
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

当協会は、昭和48年12月の創設以来、高度化し、多様化する情報通信ネットワーク社会において安心・安全なデータ通信を実現するために各種事業に取り組んできた。

この目的を達成するため、「情報通信分野における人材育成」と「情報通信セキュリティ対策」を2つの柱として実施してきており、令和6年度もこの方針に変更はない。

なお、令和5年度においては、コロナ禍からの回復、社会経済活動の平常化が更に進展し、景気回復が見られた一方で燃料費や通信費を含む諸物価の上昇、深刻な労働力不足等、経営環境は厳しさを増している。

また、対面での活動が徐々に復活しつつあるものの、社会全体のオンライン化は引き続き進展しており、当協会としても改めてテレワーク環境や体制の整備を進めたところである。

1 情報通信分野における人材育成

(1) 電気通信主任技術者試験及び工事担任者試験

当協会は、電気通信事業法に基づく指定試験機関として、試験問題及び解答にミスがないこと並びに厳正かつ公平、公正な試験執行を確保すべく試験業務を実施している。

令和5年度は「受験票」及び「試験結果通知書」の電子的交付による業務の効率化及び受験者の利便性向上を図るとともに、令和4年度の西日本支部廃止に伴う電気通信国家試験センターへの試験業務集約を行った。

令和6年度についても引き続き厳正かつ公平、公正な試験執行に努め、見直される国家試験手数料に適切に対応するとともに、申請者の利便性に影響を与えない範囲での高コスト会場の削減等、申請者数の規模に応じた効率的な試験業務体制を確立する。また、C B T試験を受験しづらいロケーションにおける出張C B T試験の実施を含め、受験ニーズへの対応、利便性の向上にも務めることとする。

(2) 電気通信主任技術者講習

令和6年度は第4期（令和6～8年度）の初年度となり、受講者数は3年前と同等の800人と想定し、線路、伝送交換の講習を他年度の2倍の計8回実施する。期全体では1,500人を見込む。

令和6年度は、受講料の見直し、受講票・修了証の電子ファイル化、受講テキスト送付の外部委託により事業全体の収支改善を進める。また、これまでに得られた講習提供システム活用上の知見を活かし、受講者の反応を踏まえながら、引き続き非対面講習として実施する。

(3) 工事担任者養成課程（e L P I T）

eラーニングによる「工事担任者養成課程 e L P I T」は開講から19年目を迎え、令和5年10月には新たにシステムを更改した。

令和6年度は関連部門と連携した積極的な営業活動を推進していくことで大口企業ユーザー・団体に対する受講者数の底上げ・拡大を図る。またシステム更改に伴う新たな魅力・メリットを広く訴求することで新規企業ユーザーの開拓にも取り組んでいく。

なお、並行して運用中の旧システムは、令和6年度第2四半期に運用終了予定であるが、新システムへのデータ移行等スムーズなシステムマイグレーションを実施する。

(4) 情報通信エンジニア資格制度

令和6年度は、継続して取り組んでいる研修レポート採点工数の削減や受付稼働工数の削減をより一層推進するとともに、新規申込者拡大へ向けた広報・営業活動についてもあらゆる機会をとらえ行っていく。

例年の施策は継続し、更新継続者数の維持とモチベーションの向上を図っていく。また、「スキルアップガイドライン委員会」を継続して開催し、資格取得者に対する認定・更新研修を充実させる。

2 情報通信セキュリティ対策

(1) 迷惑メール送信適正化

社会全体において、様々な業務やサービスのオンライン化が進められている中、迷惑詐欺メールやマルウェア感染が急増している。これらは、真偽の見極めが難しくなっており、利用者のデジタルリテラシーの一層の向上と防止技術の普及促進が重要な課題となっている。

令和6年度は、これらに対処すべく「リテラシー向上と防止技術普及に向けた周知啓発活動」「迷惑メール対策の効果的推進に向けた関係組織等との連携」「迷惑メールに関する情報収集及び情報提供」「特定電子メールの送信の適正化等に関する調査」を継続する。

(2) トラストサービスセンター

令和5年度は、タイムスタンプが総務大臣認定制度へ完全移行し、eシールも、総務省において検討会が開催され制度化に向けた検討が進展した。

令和6年度は、引き続き時刻認証業務に係る総務大臣認定制度の指定調査機関としての業務を適切に実施する他、eシールの総務大臣認定制度が近く運用開始される見込みであることから、総務省で行われる検討に継続して協力するとともに、関係団体や有識者との連携を密にし、適合性評価ツールを構築する等、協会に求められる役割を果たすべく必要な検討及び準備を行う。また、デジタル庁におけるリモート署名に係る議論の動向を注視し、必要な対応を図る。

(3) 電気通信分野における個人情報保護

令和6年度は、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体(以下、認定団体)として、会員事業者向けに個人情報の適正な取扱いに係る情報提供を継続する。

また、パーソナルデータの利活用環境を整える重要性が増大している中、全

国の総務省総合通信局の協力を得て「個人情報保護法説明会」を開催し、個人情報保護法を取り巻く最新動向を踏まえた情報の提供及び新規対象事業者の獲得を図る。さらに、個人情報保護委員会や関係省庁と連携し、苦情・相談を迅速かつ適切に処理し、電気通信分野での個人情報取扱いに係る活動の推進を図る。

(4) プライバシーマーク付与認定

令和5年9月20日に改正されたJIS Q 15001に連動して改訂された構築・運用指針に対応した審査体制の構築を図るとともに、引き続きプライバシーマーク審査活動を着実に実施していく。

また、令和6年度は2年に1回の指定審査機関更新の年であり、令和6年4月から新たな指定審査機関審査基準での受審が想定されるため、セキュリティ対策強化の着実な実行と並行してこの審査に適切に対応する。

3 企画広報活動

情報通信分野の次世代を担う若手（学生や企業を含む）に積極的に資格の重要性・魅力・価値の周知広報をすすめ、情報通信分野の人材育成を促進する。

(1) 学校、企業への資格の周知広報

各地域の広報専門役を活用し、学校、企業への個別訪問による周知広報を行う。

学校向けには、熱心に資格指導されている先生へのヒアリング及び支援を行い、情報通信人材教育研究会プラットフォームの紹介等資格指導に有益な情報発信を進める。企業向けには、関係機関との連携による資格取得の魅力を訴求し、実務経歴の活用方法等各社の状況に応じた周知広報を行う。また、企業の資格保有者インタビュー記事の作成や、生徒が企業の設備を見学する機会を設ける等、企業と学校の連携促進を図る。

(2) 協会会員企業への情報提供

総務省及び総合通信局等から発信される情報や協会の活動状況等のうち、会員企業にとって有益と考えられる情報を会員企業へ提供する。